

平成29年3月8日

答申第763号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHK和歌山放送局の職員が平成28年3月16日に「放送法に違反する営業活動を行った」として、当該活動に係る情報について開示の求めがあった。

NHKは、放送法に基づき適切に営業活動を進めているため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成29年3月8日（第247回審議委員会）

第776号諮問、審議、答申